

JPRS-ADV-2006001
2006年8月31日

JPドメイン名諮問委員会
委員長 後藤 滋樹 殿

株式会社日本レジストリサービス
代表取締役社長 東田 幸樹

諮問書

属性型・地域型JPドメイン名では、原則として、1つの組織が登録できるドメイン名の数は1つまでという制限を設けています。

これに対し、企業合併などにより複数のドメイン名を登録している状態となる場合は、原則6ヶ月間の併用期間を置き、この間に1つを残して他を廃止することとしています。

しかしながら、昨今の企業活動・サービス活動等でのドメイン名の利用状況を見ると、企業合併時には、元々登録されていたドメイン名のどちらもが引き続き必要とされるケースが多くなってきているのが現状です。また、商号変更と同時にドメイン名の変更を行う場合に、従前のドメイン名も引き続き必要とされることもあります。

このような状況を踏まえ、属性型・地域型JPドメイン名での、組織の合併時等における1組織1ドメイン名の原則の適用について諮問いたします。

諮問理由

属性型・地域型JPドメイン名では、1つの組織が登録できるドメイン名の数は1つまでという制限を設けています。この1組織1ドメイン名の原則は、

- 特定の組織によるドメイン名資源独占の排除
 - 他組織が権利を持つ名前に相当するドメイン名を登録することに起因する紛争の抑止
- を目的として定めています。

この制限を適用すると、それぞれ既にJPドメイン名を登録していた2つの企業の合併時には、使用するドメイン名を1つに絞り込むことが必要となります。しかし、合併と同時に、それまで用いていたドメイン名を突然廃止することは企業活動に大きな支障をきたすことが想定されるため、そのような場合は、6ヶ月間の複数ドメイン名併用可能期間を設けています。

これに対し、2002年度の諮問事項に対する答申（JPRS-ADVRPT-2002002）にて、

「企業合併等で一時的に複数ドメイン名を登録する状況となった場合の併用期間は、現状より長くすることも検討すべきである」

という見解をいただきました。これに従って、JPRSでは企業合併時におけるドメイン名の併用可能期間を原則6ヶ月としながらも、状況に応じて延長する対応を行ってきました。

しかしながら、昨今、ドメイン名は、企業紹介のホームページのみならず、企業が提供するサービス活動と深く結びついてきています。特に企業名、サービスブランド名、ドメイン名が密接に結びついたケースも多くあります。このため、企業合併時に、元々登録されていたドメイン名のどれもが引き続き必要とされるケースが多く見受けられるようになってきています。

このような要望に応えることは、ドメイン名登録者である企業等の活動を支援するだけでなく、一般のインターネットユーザにとっても望ましい状況を作り出す場合もあると考えられます。例として、そのドメイン名を利用したWebサイトで提供されていたサービスのユーザにとって、企業合併したという理由だけでドメイン名が変わったりなくなったり、ひいてはそのドメイン名を他の企業が使ったり、という変化による混乱の抑制につながるものが考えられます。

また、企業合併とは別に、商号変更の際にも新しい商号に応じたドメイン名への変更が行われることが多くあります。この時、元のドメイン名もユーザに定着しているために登録を継続したいという要望も出ています。

このため、1組織1ドメイン名の原則の目的に立ち返り、インターネット全体の利便性の向上、混乱の抑止、ドメイン名登録における公平性などの視点から改めてこの原則の適用について検討することが必要となってきたと考えています。

つきましては、企業の合併時における1組織1ドメイン名の原則の適用について、今後とも原則6ヶ月とするべきか、または組織合併時等においては1組織で複数ドメイン名の登録を可能とするべきか、またその場合の手順や留意点などについて、方針をご答申いただきたく、お願い申し上げます。

以上